

こども大綱の策定に向けた中間整理案に対する 「幼児期までのこどもの育ち部会」意見(案)

幼児期までのこどもの育ち部会では、諮問第1号「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針及び重要事項等について」（令和5年4月21日）を受け、これまで7回の部会開催を経て、社会の認識の転換を図りつつ、政府全体の取組を推進するための羅針盤として定める「幼児期までの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」の（以下『育ちのヴィジョン』という。）の策定に向けた中間整理案（以下「育ち部会中間整理案」という。）をとりまとめた【P】。

育ち部会中間整理案では、こどもまんなか社会の実現に向け、「こどもの誕生前から幼児期まで」こそ、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって最重要であることを確認した。すべての人で、この時期からの育ちを支え、生涯にわたる身体的・精神的・社会的ウェルビーイング向上を図ることを目的に、こども基本法の理念に則り、以下の5つのヴィジョンを整理したところである。

- ①こどもの権利と尊厳を守る
- ②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- ③「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- ④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援
- ⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

その上で、これを「こどもの育ち」そのものの充実につなげるため、『育ちのヴィジョン』の実効性の確保、すなわちこども施策への反映が不可欠であり、「こども大綱」に『育ちのヴィジョン』を反映し、関連する目標や指標を整理した上で、施策を具体的かつ強力に推進していくことが必要であるとしたところである。

この観点から、当部会においてこども大綱の策定に向けた中間整理（以下「大綱中間整理」という。）の案について検討を行った結果、育ち部会中間整理案で示した『育ちのヴィジョン』の実現に必要な事項が概ね盛り込まれたものとなっていることを確認したが、育ち部会中間整理との整合性をより一層図る観点から、以下の点についても、大綱中間整理への反映を検討されたい。

また、こども大綱に基づく具体的な施策、特に、「第3 こども施策に関する重要事項」の「2 ライフステージ別の重要事項（1）こどもの誕生前から幼児期まで」に掲げられた各施策に加え、その他の重要事項のうち幼児期までのこどもの育ちに係る施策（別紙項目参照）が『育ちのヴィジョン』が反映された形で実施されるよう、施策実施関係者へ周知を図るとともに、審議会としても適切にフォローアップすることを検討されたい。

1. 全体について

(こどもが生まれながらに権利の主体であることの明記)

○乳幼児が生まれながらに権利の主体であることについて、すべての人の理解増進を図るべきである観点から、大綱中間整理においても、強調して整理すること。

(こども施策における「ウェルビーイング」の考え方・定義)

○こども施策において「ウェルビーイング」をどう捉えるかは、各分野の具体的検討において重要である。こども基本法の「幸福」や、「身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）」の観点との関係も含め、考え方・定義、表現の統一を図ること。

(バイオサイコソーシャルの視点)

○「身体的・精神的・社会的ウェルビーイング」をこども施策のアウトカムとすることとし、医療、保健、福祉、教育、療育等の各分野が、必要な情報を共有し、連携することは幼児期までに限らず不可欠である。そのため、大綱中間整理全体を通じて、その観点が薄まっていないかどうかについて精査すること。

(アタッチメント（愛着）の表記)

○育ち部会中間整理案では科学的知見も踏まえ「アタッチメント（愛着）」の考え方を整理し、その重要性を強調した。大綱中間整理においても、「アタッチメント（愛着）」について、表記の統一に留意しつつ、その重要性についてしっかりと位置づけること。

(意見表明権に係る乳幼児の発達の特性等への配慮)

○大綱中間整理全体を通じて、乳幼児も意思を元来持っていること、乳幼児の意思も尊重することが重要であることに配慮し、丁寧な記載をするよう留意すること。

(支援を受けることへの躊躇や偏見（≒スティグマ）の考慮について)

○プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける必要性として、支援を受けることへの躊躇や偏見（≒スティグマ）は、幼児期までに限らず考慮すべきであり、大綱中間整理においても、その観点を踏まえて精査すること。

(こどものライフステージを通じて切れ目なく育ちを支える観点の留意)

○育ち部会中間整理案では、学童期以降との接続に留意してとりまとめているが、この接続は双方向で留意することが重要である。大綱中間整理においても、学童期以降のこども施策について、幼児期までの育ちとの接続に留意して検討を進めること。

2. 具体的事項について

(「こどもの誕生前から幼児期まで」のライフステージ外の取組との関係)
○『育ちのヴィジョン』は、こども施策に係る各ライフステージにその推進に必要な重要事項が存在し、それらを一体的・総合的に推進することでその実現を図ることができるものである。大綱中間整理においては、この点に留意して検討を進めること。

(「遊び」の重要性についての記載の充実)

○こどもの育ちにおける遊びの重要性が過小評価されてしまうことも見られる中で、育ち部会中間整理案では、幼児期までのこどもの育ちにとっての遊びの重要性を強調した。大綱中間整理における「(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」においても、こどもの権利としての観点も含め、「遊び」の意義や重要性について記載を充実させること。

(乳幼児教育との連携)

○幼児期までは特に「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者の緊密な連携が重要である。「(1) こどもの誕生前から幼児期まで」において、幼児教育など文部科学省が担う学びに係る行政と児童福祉などこども家庭庁が担う育ちに係る行政が、それぞれの目的を追求するなかで専門性を高めつつ、相互にしっかり調整し、密接に連携し、施策を推進することの重要性について大綱中間整理において位置づけること。

(インクルーシブ教育システムに係る記載ぶり)

○育ち部会中間整理案では幼児期までから切れ目なくインクルージョンの考え方を前提とするべきであり、共生社会の実現に向けた重要な視点であるとしている。大綱中間整理においても、「幼児期まで」から「学童期以降」へ切れ目なく「インクルージョン」を前提に共生社会を実現していく観点から、「特別支援教育の充実」が「特別支援学校の設置」等の方向性であると表現上の誤解を受けないよう丁寧に記載すること。

(「共育での推進」「男性の子育てへの参画促進・拡大」との連携)

○育ち部会中間整理案で重視したアタッチメント(愛着)形成など「こどもの育ち」そのものに係る観点からも、こども施策でもある雇用施策も極めて重要である。そのため、大綱中間整理における「共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大」においても、『育ちのヴィジョン』との連携に留意して検討すること。

(「地域子育て相談機関」について)

○特に幼児期までの育ちを支える上では令和6年度施行の改正児童福祉法に基づく「地域子育て相談機関」の役割も重要であり、大綱中間整理においても、「地域子育て相談機関」とこども家庭センターとの双方向の連携について位置づけること。

(別紙)

大綱中間整理の「第3 こども施策に関する重要事項」における
『育ちのヴィジョン』関連項目（9/4 基本政策部会案の目次抜粋）

- 1 ライフステージに縦断的な重要事項
 - (1) こども・若者が権利の主体であることの周知徹底
 - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - (4) こどもの貧困対策
 - (5) 障害児支援・医療的ケア児への支援
 - (6) 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進
 - (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- 2 ライフステージ別の重要事項
 - (1) こどもの誕生前から幼児期まで
 - ※「3 子育て当事者への支援に関する重点事項」と併せ取り組むこととしてる。
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障
 - (2) 学童期・思春期
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - (3) 青年期
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項
 - (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
 - (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大